

ツキノワグマの出没にご注意

農振課 ☎65・6522



4月から7月にかけては、ツキノワグマの出没が多くなる時期です。次のことに気をつけましょう。

ツキノワグマと遭遇しないために

ツキノワグマがエサをとりにくる林などには極力入らないでください。登山や山菜採りなど山に入る時は、ラジオ、鈴、笛などで人の接近を知らせてください。木の洞や山中の小屋に潜んでいることもあります。山にエサとなるものがない場合、夜

間に人里近くでエサを求めて行動します。夕方から夜間、早朝の不要不急な外出、単独行動は控えてください。

ツキノワグマを引き寄せないために

家庭ゴミを外に置かない、ゴミ出し場所を金属柵などで囲む、放棄果樹や廃棄農産物を適正に処理する、収穫しない果樹は、可能な限り伐倒して除去する、住宅や農地周辺の見通しの悪い数は刈り払うなど、ツキノワグマを人里に近づけないよう配慮してください。

地域密着型サービス(介護保険)の事業者を募集します

高齡福祉介護課 ☎65・7789



介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービスの事業者を募集します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【募集事業】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(1事業所程度)
- 夜間対応型訪問介護(1事業所程度)
- 認知症対応型通所介護(共用型)(数事業所程度)

○看護小規模多機能型居宅介護(1事業所程度)

○共生型地域密着型通所介護(数事業所程度)

○療養通所介護(数事業所程度)

※(一)内は募集数

【募集期間】

4月1日(木)から随時募集します。

【申込み】

電話で予約のうえ直接担当課までお越しください。

鳥獣対策優良活動表彰農林水産大臣賞を受賞

農振課 ☎65・6522



鳥羽上町の北村富生氏が、令和2年度鳥獣対策優良活動表彰で、農林水産大臣賞を受賞されました。

北村さんは、平成21年から鳥羽上北自治会の獣害対策リーダーとして尽力し、地域における野生獣による農作物被害の軽減に寄与されました。

また、これまでに培った経験を活かし、滋賀県獣害対策アドバイザーとして他集落や団体への指導、また市農業



▲北村 富生 氏

委員会の鳥獣害対策特別委員会委員長として、長年にわたって被害防止や人材育成にも貢献されています。

野菜・花きの生産拡大を支援します

農振課 ☎65・6522



施設や水田を活用した販売用野菜・花きの栽培により、生産拡大をする農業者に補助を行います。

【受付期間】

4月1日(木)～15日(木)

※受付期間中に申請された補助金の交付決定は、申請順ではありません。

※受付期間中に予算額を超えた場合は、交付決定額の調整等を行います。また、受付期間中に予算額に達しなかった場合は、引き続き申請順で受け付けします。

【対象事業】

○水田野菜栽培条件整備(暗渠排水施設)(2分の1 100万円)

○野菜・花き栽培用機械購入補助(2分の1 300万円)

○園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業(2分の1 150万円)

○水稻育苗用ハウス有効活用事業(2分の1 30万円)

※(一)内は補助率、補助限度額

街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します

商工振興課 ☎65・8766



伝統的な建築様式の建物を保存・活用した魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出する事業、観光誘客の効果を高める事業に必要な経費の一部を補助します。

【募集期間】 4月5日(月)～16日(金)

【対象事業】

- 伝統的街並み景観形成事業(該当区域)
- ①商業観光推進ファサード整備事業(2分の1 150万円)
- ②伝統的町家ファサード整備事業(2分の1 200万円)
- ③伝統的町家再生活用等整備事業(2分の1 500万円)

○にぎわいの街づくり推進事業(該当区域) 商店街のにぎわいを創るイベント等ソフト事業(2分の1 100万円)

※(一)内は補助率、補助限度額

【対象区域】

特定景観形成重点区域ほか
※補助対象事業や区域、対象者など詳しくは、担当課までお問い合わせください。
※応募多数となった場合は、予算の状況により補助できない場合があります。

河川愛護活動に報奨金を交付します

道路河川課 ☎65・6531
北部振興局建設課 ☎82・5904



市内一級河川の草刈・清掃を実施する自治会(団体)に報奨金を交付します。実施予定の自治会(団体)は、担当課までご連絡ください。

【期限】 4月16日(金)



小規模農家の営農継続を支援します

農振課 ☎65・6522



営農を継続するため、農業用機械を導入する小規模農家に補助を行います。

【受付期間】

4月1日(木)～15日(木)

※受付期間中に申請された補助金の交付決定は、申請順ではありません。

※受付期間中に予算額を超過した場合は、交付決定額の調整等を行います。

また、受付期間中に予算額に達しなかった場合は、引き続き申請順で受付を行います。

【対象事業・補助金額】

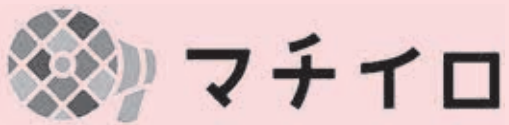
小規模農家営農継続支援事業

(10分の3 30万円)

※(一)内は補助率、補助限度額

【補助要件】

- ①水稻共済加入者
 - ②水田活用の直接支払交付金の麦・大豆・そばの交付金の対象外の人
 - ③5年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがある人
- 【補助対象経費】
トラクター、コンバイン、田植機、その他水稻耕作用の汎用機械
※30万円に満たないものは対象外



で、広報ながはまをもっとお手軽に！

- ◆広報紙がスマートフォンやタブレット端末でいつでもどこでも読める
- ◆広報紙のバックナンバーも読める
- ◆地域のお好み情報をお届け



※QRコードを読み取ってアプリをダウンロードしてください。